各都道府県災害廃棄物処理担当部(局)長 殿

環境省環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進課長

災害等廃棄物処理事業の実地調査について

災害等廃棄物処理事業の実施については、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領の制定について」(平成28年1月26日環廃対発第1601263号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙。以下「実施要領」という。)により行われているところであるが、今般、実施要領第4に規定する被害状況の実地調査に関し、別紙のとおり「災害等廃棄物処理事業の実地調査について」を定めたので、貴管内市町村等に周知されるようお願いする。

災害等廃棄物処理事業の実地調査について

1. 本通知の趣旨

近年、単年度で事業が終了しない大規模な災害により大量の災害廃棄物が発生している。現状、実地調査は1災害1査定の原則に基づき実施されているが、複数年度にわたり事業を実施する市町村等については、今後の処理見込み分として翌年度以降にかかる経費等を推計により算出している。

当該推計の考え方については、各市町村において様々であるため実地調査時には、 その根底にある考え方の正当性や係数等の妥当性についての検証が必要になり、多く の時間がかかるばかりでなく、各市町村間の不均衡にも繋がるおそれがある。

よって、今般、事前審査による実地調査当日の事務手続きの簡素化を図るとともに、同じ災害による各市町村間の不均衡をなくし、早期の概算払いを可能とすることを目的として本通知を発出するものである。

2. 通常災害における実地調査

実施要領第4「被害状況の実地調査」による。

3. 推計により事業費を算出した場合の調査方法

実施要領第4「被害状況の実地調査」によるほか、具体的な取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 市町村は、次に掲げる場合、あらかじめ環境省に対し事業費の算出方法について 協議を行い、了解を得るものとする。なお、環境省は、市町村に対し回答する際に は、あらかじめ財務省等と必要な調整を行うものとする。
 - ① 単年度で事業終了することが見込まれない場合等であって、市町村が実地調 査前に早期の概算払いを希望する場合
 - ② 実地調査後に概算払いを希望する場合であって、別添の参考資料に基づき積算することが困難な場合
- (2) 市町村は、上記(1) による事業費算出を行う場合には、別記「災害等廃棄物処理事業(推計)の報告について」を環境大臣あて提出するものとする。
- (3) 実地調査は、市町村が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づき、財務省係官立会の上、行うものとする。
- (4) 上記(3) の調査を行う際には、契約書、見積書、伝票等の関係書類を確認するとともに、上記(1) に基づいた事業費の算出が行われているか、他の事業との重複がないか、土砂混じりがれきが含まれる場合には、堆積土砂排除事業と推計方法に齟齬がないかも併せて確認するものとする。

災害等廃棄物処理事業(推計)の報告について

災害等廃棄物処理事業において、補助金の概算払いを希望する市町村においては、別 添の様式により報告書を提出すること。

番 号 号 平成 年 月 日

環境大臣 殿

印

災害等廃棄物処理事業(推計)の報告について

標記のことについて、平成 年 月 日の台風第 号により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

1. 災害等の概要

2. 全般的被害状况

	人的被害			住家の被害				
市町村名	死	行方	負	全	大規模	半	一部	備考
			傷					
	者	不明	者	壊	半壊	壊	損壊	
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	

- 3. 事業主体名
- 4. 事 業 区 分
- 5. 事業費見込額
- 6. 事業費算出内訳 (別紙のとおり)
- 7. 添付資料
 - (1) 写真
 - (2) 地図
 - (3) 災害廃棄物発生量の推計資料
 - (4) 事業費算出内訳の根拠資料

備考

(1) 写真

- ・災害廃棄物(片付けごみ、がれき類等)の発生の状況を示す写真
- ・解体工事を実施する損壊家屋等の状況を示す写真
- ・仮置場の状況を示す写真
- ・重機等の導入状況を示す写真等

(2) 地図

- ・上記写真の撮影地点
- ・仮置場の設置状況
 - ※仮置場を複数設置している場合には、それぞれどの地域の災害廃棄物を搬入 するのか明らかにすること
- ・し尿汲み取り地域等
- (3) 災害廃棄物発生量の推計資料
 - ・市町村(又は県)において作成した推計資料
- (4) 事業費算出内訳の根拠資料
 - ・事業費算出において使用した労務単価表、建設物価、3者見積もり等、単価の 根拠を確認できる資料
 - ・契約書の写し(契約済の場合)
 - ・ 随意契約の理由書 (随意契約の場合)
- (5) 事業費算出の参考資料

事業費算出內訳

市町村名

_						11 11 11 11 11 11 11 11
事業区分	費用区分	員数	単位	単価	金額	備考
				円	円	
				 	H	
	合計					
L	I		L		I	

平成 年 月 日

環境省

財務省

別添「災害等廃棄物処理事業(推計)の報告について」に定める推計方法については 次を参考に積算する。なお、各市町村においては実情に合わせ適宜修正を加え、必要な 経費が盛り込まれるように工夫すること。算出方法が例示と異なる場合は、事前に環境 省と相談の上事業費を算出する。

1. 実績に基づく積算(直営分・委託分)

全ての費目について実績値の平均を算出し、その平均値に当該費目の処理完了日までの月数等を乗じて積算。なお、処理計画と齟齬が生じないよう留意すること。また、直営分であって過去の実績を基に災害廃棄物処理見合い分を積算する場合は、積算の根拠となる考え方を提示すること。

2. 個別積算(委託分)

以下の積算方法を基に必要に応じて計上する。

(1) 家屋について(家屋への被害がない場合、本項目は計上しない。)

家屋内に土砂混じりがれきが堆積し、生活環境保全上の支障を生じている場合であって、市町村が災害等廃棄物処理事業として行う場合は事前に堆積土砂排除事業 と積算の考え方について調整を図る必要があるため、環境省にその旨伝達する。

撤去費:事業者からの見積りのうちの構造に応じた最低価格又は構造に応じた建設物価等の積み上げにより算出された価格(単価) × (A(全壊) × B (全壊))

※必要に応じてEを考慮の上、加算する。

運搬費:事業者からの見積りのうちの車両の大きさや距離に応じた最低価格又は車両の大きさや距離に応じた建設物価等の積み上げにより算出された価格(単価) × {(A(全壊) × C(全壊)) + (A(半壊) × C(半壊))}

※必要に応じて E を考慮の上、加算する。

処理費: 事業者からの見積りのうちの最低価格又は建設物価等の積み上げにより算出された価格(単価) × {(A(全壊) × C(全壊) × Dの各項目) + (A(半壊) × C(半壊) × Dの各項目)}

※原則として E は考慮しない(堆積土砂排除事業にて補助)。

アスベスト調査費:事業者からの見積りのうちの最低価格(単価)又は建設物価等 の積み上げにより算出された価格(単価) × 調査件数

A 被害棟数:災害等報告書提出時点までのり災証明発行数を根拠に積算を行う。半 壊家屋については災害廃棄物対策指針を根拠に積算を行う。

全壊家屋:り災証明発行数

大規模半壊を含む半壊家屋: り災証明発行数×20%

B 1棟当たりの家屋延べ床面積:被害棟数が少なく、実地調査ができればその個別の数値を根拠に積算を行う。実地調査が困難な場合は固定資産課税台帳等を参考に算出。公的な資料等により当該市町村における平均延べ床面積を使用することも可。

C 1棟当たりの災害廃棄物発生量:災害廃棄物対策指針の発生源単位を根拠に積算

全壊家屋:117トン

大規模半壊を含む半壊家屋:23トン

D 発生した廃棄物の種類別割合:災害廃棄物対策指針の割合を根拠に積算を行う。

可燃物:18% 不燃物:18%

コンクリートがら:52%

金属: 6.6% 柱角材: 5.4%

- E 土砂混じりがれきの推計量:以下の方法により算定
 - ① 地区毎に数箇所の家屋内堆積厚を測定し、地区毎の平均堆積圧を算出。
 - ② ①で得られた地区毎の平均堆積圧に A 及び 1 棟当たりの 1 階の家屋床面積を乗じることにより、地区毎の土砂混じりがれきの家屋内堆積量を算出。
 - ③ ②で得られた地区毎の土砂混じりがれきの家屋内堆積量を合計し推計量を 算出。

(2) 片付けごみについて

収集・運搬費:事業者からの見積りのうちの車両の大きさや距離に応じた最低価格 又は車両の大きさや距離に応じた建設物価等の積み上げにより算 出された価格(単価) × (A + B)

※必要に応じて仮置場までの運搬費を計上する。

処理費:廃棄物の種類毎に、事業者からの見積りのうちの最低価格又は建設物価等の積み上げにより算出された価格(単価) × (A + B) ※家電リサイクルにかかる手数料も同様に算出する。

- A 仮置場搬入数量:推計の報告提出日までに仮置場に持ち込まれた実績数量
- B 仮置場搬入見込み数量:仮置場搬入数量(A)を発災からの経過月数(日数で計算しても構わない)(C)で割り戻し一月あたりの平均数量を算出。その数量に処理完了日までの月数(D)を乗じて算出。

 $(A/C) \times D$

(3) 仮置場について

諸経費(共通仮設費の積み上げ分は除く)については対象外となるので、留意する。

仮置場整備費:事業者からの見積りのうちの最低価格又は建設物価等の積み上げに より算出された価格

仮置場運営費:事業者からの見積りのうちの最低価格又は建設物価等の積み上げにより算出された価格(単価) × 処理完了までの月数

仮置場撤去費:事業者からの見積りのうちの最低価格又は建設物価等の積み上げに

より算出された価格

- (4) その他必要な経費について
 - 1. の考え方に基づき算出。
- (5) し尿処理経費について
 - 1. の考え方に基づき算出。